

朱雀サッカークラブ会則

第1条（名称）

当クラブは朱雀サッカークラブ（朱雀SC）と称し、朱雀・左京小学校のクラブ活動とは、別個のクラブである。

第2条（目的）

サッカーを通じて、小学生としての心身の健全な発育を図り、全クラブ員が能力に応じて最善をつくし、互いに助け合う望ましい人間形成を育むことを目的とする。

第3条（活動）

小学生を対象としたサッカー大会への参加および練習。

第4条（会員）

当クラブの会則（特に第2条）に賛同する児童と、保護者を会員とする。

第5条（入部）

入部を希望する者は、当クラブ所定の「入部申込並びに誓約書」用紙を役員に提出する。

第6条（退部等）

- 1 退部を希望する者は、当クラブ所定の「退部届」用紙を役員に提出する。
- 2 次の各号に定める事項に該当した場合は、コーチ総数の4分の3以上の同意があれば除籍処分を行うことができる。
 - (1) 正当な理由なく会費の納付を怠り、督促をうけてもなお納付しないとき。
 - (2) クラブの運営方針や指導方針等に従わないとき。
 - (3) クラブ内外に関わらず、関係者に対する誹謗中傷を行ったり、クラブの品位を汚したとき。
 - (4) その他、代表・監督が除籍処分に値する行為であると認めたととき。
- 3 前項の規定は、同項各号に定める事項を保護者が行った場合についても適用する。

第7条（役員）

役員は、部長・会計・その他の役員から構成し、保護者より選出する。

第8条（役員の任務）

部長は、監督・コーチを補佐し、役員およびクラブ運営を統括する。

会計は、当会の会計事務および金銭出納をする。

その他の役員は、部長の補佐およびクラブ運営を補助し、保護者との連絡をとる。

第9条（任期）

役員の任期は、4月より翌年3月末日とする。

役員の再任は、妨げない。

第10条（総会）

定時総会を年1回開催する。ただし、代表・監督・コーチ・役員の実請により、臨時総会を開催することができる。

定時総会は、活動計画・経過報告・収支決算報告を行うものとする。

第11条（会計）

運営に必要な経費は、会費をもって充当する。

第12条（会費）

会費は、一人につき月額2,500円とする。ただし、諸般の事情により臨時に徴収することができる。

第13条（会計年度）

会計年度は、3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第14条（会則の改正）

会則は、代表・監督・コーチ・役員の方針および状況に応じて改正することができる。

（付 則）

1 会費に関する事項

- （1） 会費は、三井住友銀行の「きちんと振込み」または南都銀行の「定額自動送金」制度により指定された日に徴収する。（原則として4月または5月・7月・10月・1月の各18日に3か月分をまとめて引き落とす。）
- （2） 経費や使途は、代表・監督・コーチ・役員に一任する。

2 スポーツ傷害保険費・選手登録費に関する事項

- （1） スポーツ傷害保険費は、会費とは別に徴収する。
- （2） 日本サッカー協会等への選手登録費は、会費とは別に徴収する。

3 引率に関する事項

- （1） 引率当番は、原則として順番制とする。ただし、保護者間の協力により調整することができる。
- （2） 引率時の事故に関して、代表・監督・コーチ・役員・引率当番に対しての責任は問わない。
- （3） 引率にかかる経費は、徴収金から負担する。
- （4） 自動車で移動する場合は、交通費相当額を引率当番に支払う。

4 クラブ運営に関する事項

- （1） クラブ運営については、全て代表・監督・コーチ・役員に一任する。
- （2） 試合および練習内容等の指導に関することは、代表・監督・コーチに一任する。
- （3） 試合および練習時に起こった事故に対しての補償は、スポーツ傷害保険の範囲内とする。（事故発生時には速やかに役員に連絡すること。）
- （4） 対外試合等の交通費等は各自負担とし、その都度徴収する。

5 保護者への要望事項

- (1) 対外試合等の引率当番。
- (2) ホームグラウンドでの会場設営・本部運営等。

6 会則改正経過

- (1) 平成12年4月1日一部改正。
- (2) 平成17年4月1日一部改正。
- (3) 平成19年4月1日一部改正。
- (4) 平成22年3月20日一部改正。
- (5) 平成27年3月15日一部改正。(同年4月1日施行)